



麻布 平成 年 月 日
麻布 税務署長 殿

納税地 東京都港区赤坂六丁目12番11号
電話 (03) 5575 - 3111

法人名 公益財団法人 風に立つライオン基金
法人番号 7010405014109

代表者 山口 保
住所 東京都豊島区目白三丁目9番6号

事業種目 演芸・スポーツ等興行団
同非区分 持同族会社 同族会社 非同族会社
経理責任者 自署押印 山口 保

青色申告 一連番号 00295944
整理番号 00295944
事業年度(至) 年 月 日
売上金額 95
申告年月日 年 月 日

課税区分
法人税 中間 期限後 修正 地方 法人税 中間 期限後 修正

別表一 () 普通法人 (特定の医療法人を除く) 一般社団法人等及び人格のない社団等の分...

平成 29 年 7 月 13 日 事業年度分の法人税 確定 申告書
課税事業年度分の地方法人税 確定 申告書
平成 30 年 3 月 31 日 (中間申告の場合 平成 年 月 日)
この申告書による法人税額の計算

翌年以降 要 否 適用額明細書 提出の有無 (有) 無
税理士法第30条 有 税理士法第33条 有

所得金額又は欠損金額 (別表四「48の①」)	十億	百万	千	円
1		1	168	955
法人税額 (54)又は(55)		1	752	00
法人税額の特別控除額				
差引法人税額 (2)-(3)		1	752	00
運動補助の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額				
課税土地譲渡利益金額 (別表三(一)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「26」)			0	00
同上に対する税額 (21)+(22)+(23)				
課税留保金額 (別表三(一)「41」)			0	00
同上に対する税額 (別表三(一)「49」)				
法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9)		1	752	00
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額				
控除税額 ((10)-(11)+(16)のうちマイナス金額)				0
差引所得に対する法人税額 ((10)-(11)-(12))		1	752	00
中間申告分の法人税額				00
差引確定 中間申告の場合はこの法人税額とし、マイナスの場合は、(35)-記入		1	752	00

所得税の額 (別表六(一)「60」)	十億	百万	千	円
16				
外国税額 (別表六(二)「20」)				
計 (16)+(17)				
控除した金額 (12)				
控除しきれなかった金額 (18)-(19)				
土地譲渡税額 (別表三(二)「27」)				0
同上 (別表三(二)「28」)				0
同上 (別表三(三)「23」)				00
所得税額等の還付金額 (20)				
中間納付額 (14)-(13)				
欠損金の繰戻しによる還付請求税額				
計 (24)+(25)+(26)				
この申告前の所得金額又は欠損金額 (60)				
この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (65)				00
大前金は戻金等(別表七(一)「42」)の計(別表七(二)「49」)若しくは(別表七(三)「10」)			4	250
還付(戻)すべき金額又は戻金等 (別表七(一)「5」の合計)				44

この申告書による地方法人税額の計算

課税標準の世帯別課税標準法人税額 (1)+(5)+(7)+(10)の合計		1	752	00
課税留保金額に対する法人税額 (9)				
課税標準法人税額 (32)+(33)		1	750	00
地方法人税額 (58)			7	700
課税留保金額に係る地方法人税額 (59)				
所得地方法人税額 (35)+(36)			7	700
外国税額の控除額 (別表六(二)「50」)				
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額				
差引地方法人税額 (37)-(38)-(39)			7	700
中間申告分の地方法人税額				00
差引確定 中間申告の場合はこの地方法人税額とし、マイナスの場合は、(43)-記入			7	700

この申告による還付金額 (41)-(40)				
所得金額に対する法人税額 (68)				
課税留保金額に対する法人税額 (69)				
課税標準法人税額 (70)				000
この申告により納付すべき地方法人税額 (74)				00
剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額				
剰余金の最後の分配又は引渡しの日	平成	年	月	日
決算確定の日	3	0	5	17
還付を受ける金融機関等	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本店・支店	郵便局名等	預金	
口座番号		ゆうちょ銀行の貯金記号番号		
※税務署処理欄				